

文書名	認証業務規程別表 4
管理番号	B 0 4 – 0 9
承認日	2025年12月18日

別表4 臨時確認調査手数料の額および徴収方法(第10条第3項関係)

1. 臨時確認調査手数料

(1) ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	調査手数料
10アール以内	22,000円
20アール以内	24,200円
30アール以内	26,400円
40アール以内	28,600円
50アール以内	30,800円
75アール以内	33,000円
100アール以内	35,200円
150アール以内	37,400円
200アール以内	39,600円

* 200アールを超える場合は30アールごとに2,200円を加算。

* グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。

* 申請ほ場等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で1時間以上移動時間を要する場合など広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

(2) 上記以外の臨時確認調査

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の臨時確認調査につき 22,000 円

* 併せて外国格付表示業者の認証を取得している者にあっては上記手数料の 3 割を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の臨時確認調査につき 22,000 円

* 併せて外国格付表示業者の認証を取得している者にあっては上記手数料の 3 割を加算する。

小分け業者

1 件の臨時確認調査につき 22,000 円

* 併せて外国格付表示業者の認証を取得している者にあっては上記手数料の 3 割を加算する。

※年次確認調査時に併せて変更届に伴う臨時確認調査を実施する場合は別表2の手数料を徴収する。

※上記（1）（2）（3）の臨時確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 臨時確認調査手数料の徴収方法

臨時確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから 1 か月以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は 2010 年 3 月 1 日より施行する
2. 2013 年 2 月 23 日改定
3. 2014 年 2 月 11 日改定、同年 4 月 1 日より発効
4. 2017 年 1 月 31 日改定
5. 2017 年 12 月 18 日改定、2018 年 4 月 1 日より発効
6. 2019 年 7 月 2 日改定、2019 年 10 月 1 日より発効
7. 2022 年 9 月 30 日改定、2022 年 10 月 1 日より発効
8. 2024 年 11 月 22 日改定、同日より発効

9. 2025年12月18日改定、同日より発効